

判断基準が法令の定め^に言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	26	担当課	消防防災安全課
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	54-1	許認可等の内容	容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更	
<p>○高圧ガス保安法 (昭和26年6月7日法律第204号) (容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更)</p> <p><u>第54条 容器の所有者は、その容器に充てんしようとする高圧ガスの種類又は圧力を変更しようとするときは、刻印等をすべきことを経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関に申請しなければならない。</u></p> <p>2 経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関は、前項の規定による申請があつた場合において、変更後においてもその容器が第44条第4項の規格に適合すると認めるときは、速やかに、刻印等をしなければならない。この場合において、経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関は、その容器にされていた刻印等を抹消しなければならない。</p> <p>[参考条文1]</p> <p>○高圧ガス保安法 (昭和26年6月7日法律第204号) (容器検査)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>4 第1項の容器検査においては、その容器が経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の容器の規格に適合するときは、これを合格とする。</p> <p>[参考条文2]</p> <p>○高圧ガス保安法施行令 (平成9年2月19日政令第20号) (都道府県が処理する事務)</p> <p>第18条</p> <p>2 法に規定する経済産業大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。</p> <p>三 内容積五百リットル以下の容器に関する法第四十四条第一項 (同項の指定に係る部分を除く。)、第四十五条第一項及び第二項、第四十八条第五項、第五十四条第一項及び第二項並びに第五十六条第一項及び第二項に規定する事務 (鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。) 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者</p> <p>イ ロに掲げる場合以外の場合 当該容器の所在地を管轄する都道府県知事</p> <p>ロ 当該容器の所在地が指定都市の区域内にある場合 当該指定都市の長</p>						

(様式 5)

(変更)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	26	担当課	消防防災安全課
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	54-1	許認可等の内容	容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更
[参考条文3] 容器保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第50号） 第6条（容器検査の方法） 第9条（容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更の手続き）					